

会 議 録

会議名	平成 27 年度第 1 回東浦町文化財保護審議会	
開催日時	平成 27 年 6 月 24 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 45 分まで	
開催場所	東浦町郷土資料館 講座室	
出席者	委員	石原弘幸氏、河合美三男氏、前埜尚子氏、伊藤岱二氏、福岡猛志氏、高部淑子氏、鬼頭秀明氏
	事務局	恒川教育長、長坂教育部長、平林生涯学習課長、久米文化財係長、山本主査
欠席者	なし	
議題等	1 開会 2 あいさつ 3 平成26年度郷土資料館事業実績について 4 平成27年度郷土資料館事業計画について 5 緒川村郷蔵について 6 天白遺跡について 7 今後の主な行事予定	
傍聴者の数	1 名	
審議内容	<p>◆課長 次第に従い、会議を進行する。</p> <p>◇会長 あいさつ</p> <p>◆教育長 あいさつ</p> <p>◆事務局 会議の進行を会長にお願いする。</p> <p>◇会長 次第に従い議事を進める。次第 3 「報告事項 (1) 平成 26 年度郷土資料館事業実績について」事務局へ説明を求め、委員の意見を募る。</p> <p>◇会長 相生の松は場所を変えて植栽したのか。</p> <p>◆事務局 同じ場所に植栽した。</p> <p>◇会長</p>	

次第に従い議事を進める。次第の3「報告事項(2)平成27年度郷土資料館事業計画について」事務局へ説明を求め、委員の意見を募る。

◇会長

村木砦の案内板について、何か考えはないか。

◆事務局

現在移設を含め検討中である。また、周囲は住宅地であり、訪れる方々のために駐車場も含めて、八剣社と調整をしていきたい。

◇会長

次に、次第4の審議事項「(1)緒川村郷蔵について」を議題とする。

◆事務局

緒川地区から道路拡幅要望があり、昨年の審議会では文化財の指定や登録という意見をいただいた。指定や登録には調査がいることがわかった。また、利用方法については、山車や文化財を展示して公開していく方向で検討していく予定である。今回の審議会で、指定・登録するという目的で調査していく必要性、利用方法、利用目的について意見をいただきたい。

町としては残していきたいと思っている。道路部分について後退する場合、そのまま引いて移動させる曳家工法か、解体しながら調査して再建築する解体移築工法かどちらがよいのか。合わせて、その後の活用方法等について、意見を伺いたい。

◇委員

指定をする場合、県指定とするか町指定か？

◆事務局

指定をする場合、町指定を考えている。先回の審議会に登録という意見も出ているので、指定か登録かの意見を伺いたい。

◇会長

移築工法の場合は、場所が変わるのか。

◆事務局

原位置にこだわる必要がないため、変更を含め検討することになる。

◇委員

今の場所から少し移動するのではなく、全く違う場所か。

◆事務局

少し移動する場合は、児童館が隣接しているので、それぞれが機能するかどうか検討する必要もある。

◇委員

将来的な活用方法を考えると、移築か曳家かどちらがよいのか。お金をかける以上、町としてメリットのある、住民にとっての財産にならないといけない。やはり国の登録文化財を目指して調査しながら曳家にした方が、リストに掲載され全国で紹介されることになるのでよいと思われる。

◇会長

指定より登録の方が簡単なのか。

◇委員

縛りは少ないが、書類は指定と同じくらいの量になってきている。

◇委員

登録は、うまく活用しないと許可されないようである。

◇委員

活用等の補助金も上手く利用すれば、町の負担も少なくなるのでは。どのやり方が良いか調べなければならない。

◆事務局

曳家か、解体・移築かどちらの調査をしたらよいか。

◇委員

いずれにしても文化財としての調査と、構造的な調査が必要。場所を移動するのに、曳家か、解体・移築かは専門家の診断が必要。

◇委員

住宅ではないので、調査はそれほど難しくない。ただ、曳家とすると児童館との離隔が少なくなるので、今の場所だと難しいのかもしれない。

◇委員

展示用として使用する場合は、小学生等に説明するスペースは必要。

◆事務局

調査してくれる人は、どのような人がいるか。

◇委員

県に問い合わせると紹介がある。

◇委員

傷んでなければ、それほど調査は難しくないと思うが、移築した後の耐震問題は大丈夫か。

◆事務局

曳家でも解体・移築にしても現行の建築基準を満たさなければならない。当然、基礎は変わってしまう。用途によっては、消防法などの規制も出てくる。

◇委員

登録は外観が重要視される。

◇委員

文化財指定をすると、建築基準法より文化財の方が優先される。ただ、公共のものなので、耐震の問題も出てくる。

◆事務局

残す価値があるものでできるだけ安価に残していくのが使命。

◇委員

基礎の状態と建物の状態を診断してもらうことは必要。

◇会長

曳家という方向で考えていく。将来的な使用方法是今後考えていくが、あまりよい使われ方にならなければ、そんなにお金をかけても意味がない。

◆事務局

郷蔵を残す価値があるかわからない。

◇委員

町誌にも江戸時代のものとして記載がある。現存しているものを保存しないのか。

◇委員

町誌には「知多半島には各地に郷蔵が残っている」とあるが、現在はほとんどない。よって残すべきと考える。

◇会長

審議会としては、「保存すべき。」という意見とする。このため、文化財としての調査や建築物の構造調査等を実施し、移転については経済的に行っていただきたい。また、郷蔵の活用方法についてさらに検討をお願いしたい。

◇会長

次第4審議事項「(2) 天白遺跡について」を議題とする。

◆事務局

平成29年4月に区画整理組合を設立する予定である。発掘調査については平成29年4月から平成30年3月を予定している。

	<p>過去に平成7年8月、平成8年3月、平成7月から8月、平成9年7月から8月の4回発掘調査が行われ、平成8年、9年には一般向けの現地調査を実施し約130名の参加があり、一般に遺跡が広く周知された。その後平成14年度に「天白遺跡発掘調査報告書」を発行した。</p> <p>平成27年2月から3月に発掘調査面積を確認するため、区画整理予定地区の北側と西南側で試掘調査を実施した。その結果、遺跡が広がっていないと思われる部分を除いて、発掘調査が必要な面積を約5,800㎡とした。この範囲が妥当であるか意見を伺いたい。</p> <p>◇委員</p> <p>範囲が良いかは現地を調査して、発掘の必要性があるか専門家が判断した報告書の内容であれば、それを了解すればよい。</p> <p>◆事務局</p> <p>今回、提案した調査区域の外周（南、北、西）を今年の2月3月に試掘し調査したところ、北側からは何も出土遺物がなかった。との町職員（学芸員）の報告を受け、今回の発掘必要範囲とした。5,800㎡全面を発掘調査する必要があるか。</p> <p>◇委員</p> <p>今までの出土品からすると、埋蔵文化財といえる。造成工事が計画されるということであれば、文化財保護法92条93条で規定されており発掘調査が必要となる。調査範囲については、試掘を行ったうえで、限定することは可能と思う。</p> <p>◇会長</p> <p>審議会としては、「発掘調査は、法に定められていることから必要。」、調査区域については、事務局から示された範囲で了承するが、「試掘結果により埋蔵物が出土しない区域については、発掘調査区域からの除外は可能。」という意見とする。</p> <p>◇会長</p> <p>次第5「連絡事項（1）今後の主な行事予定」に移ることとする。</p> <p>◆事務局</p> <p>今後の主な行事予定について説明する。</p> <p>◆事務局</p> <p>連絡事項（2）その他については、特になし。</p> <p>◇会長</p> <p>他に意見がないようなので、本日の会議日程をすべて終了した旨を告げ閉会とする。</p>
備考	なし